

# 景観条例に基づく大規模行為の届出について

大規模な建築物及び工作物の新築等や土地の区画形質の変更などは、周辺の景観に大きな影響を与えるため、二本松市景観条例では一定規模を超える行為を「大規模行為」と定めており、二本松市全域において大規模行為を行う場合には届出が必要となります。

また、大規模行為のうち、「大規模特定行為」に該当する場合は、届出をする前に事前協議が必要となります。

## 【届出が必要な行為（大規模行為・大規模特定行為）】

届出対象行為		届出が必要な規模	事前協議が必要な規模 (大規模特定行為)
建築物	新築、改築、増築、移転、外観の模様替え、色彩の変更	○高さが13mを超えるもの ○建築面積が1,000㎡を超えるもの ○建築面積が1,000㎡を超える建築物に10㎡以上の増築をする場合 ○建築面積が増築後に1,000㎡を超える場合	○高さが31mを超えるもの ○延べ面積が15,000㎡を超えるもの
工作物	新築、改築、増築、移転、外観の模様替え、色彩の変更	○高さが5mを超えるもの（下記①） ○高さが13mを超えるもの（下記②～④、⑥～⑭） ○高さが20mを超えるもの（下記⑤） ○築造面積1,000㎡を超えるもの（下記⑥～⑭）	○高さが31mを超えるもの
広告物	表示、設置、改造、移転、外観の模様替え、色彩の変更	○高さが13mを超えるもの ○表示面積の合計が15㎡を超えるもの	○高さが31mを超えるもの
土地の区画形質の変更 (水面の埋立て又は干拓を含む)		○面積が3,000㎡を超えるもの ○法面の高さが5mかつ長さが10mを超えるもの	○法面の高さが6mかつ長さが50mを超えるもの
鉱物の採取又は土石の類の採取			
屋外における物品の集積又は貯蔵		○高さが3mを超えるもの ○面積が500㎡を超えるもの	

※届出が必要な工作物

- ①擁壁、垣（生垣除く）、さく、塀類 ②鉄筋コンクリート柱、金属柱、木柱類 ③煙突、排気塔類  
④電波塔、物見塔、風車類 ⑤電線路等の支持物 ⑥高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナ類  
⑦観覧車、ジェットコースター類の遊戯施設等 ⑧コンクリートプラント等の製造施設類  
⑨立体駐車場 ⑩石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設 ⑪ごみ処理、し尿処理施設類  
⑫高架道路、橋梁、歩道橋類 ⑬アーチ、アーケード類 ⑭彫刻、記念碑類

## 【届出が不要な行為（適用除外）】

- 1 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 2 通常の管理行為、軽易な行為
  - ① 建築物、工作物、広告物の改築又は増築で、行為に係る部分の床面積又は築造面積の合計が 10 m<sup>2</sup>以下のもの
  - ② 建築物等の外観の様式替え又は色彩の変更で、その行為に係る部分の面積の合計 10 m<sup>2</sup>以下のもの
  - ③ 屋外における物品の集積又は貯蔵において、集積され、又は貯蔵された物品を外部から見通すことのできない場所での物品の集積又は貯蔵
  - ④ 屋外における物品の集積又は貯蔵において、物品の集積又は貯蔵の期間が 90 日を超えて継続しない物品の集積又は貯蔵
  - ⑤ 仮設の建築物又は工作物で、存続期間が 1 年以内のものの新築、改築、増築若しくは移転又は外観の様式替え若しくは色彩の変更
  - ⑥ 地盤面下又は水面下における行為
- 3 他法令による許可、認可、認定又は届出に係る行為（自然公園法、文化財保護法、福島県立自然公園条例、福島県文化財保護条例、二本松市文化財保護条例）
- 4 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- 5 農林漁業を営むために行われる土地の区画形質の変更、土石の類の採取、屋外における物品の集積又は貯蔵
- 6 国、地方公共団体等が行う行為

## 【届出の時期】

大規模行為に係る法令上の手続を行う 30 日前（法令上の手続を要しない行為にあつては、行為に着手する日の 30 日前）までに二本松市役所建設部都市計画課への届出が必要となります。

また、大規模特定行為については、届出前に事前協議が必要なため、届出の時期は協議期間を考慮し着手日の 60 日前を目安としてください。

## 【必要提出書類・部数】

大規模行為の届出書（大規模特定行為の場合は事前協議書）の提出と併せ、行為の種類ごとに定められた図面等の提出が必要です。

必要提出部数は 1 部です。

## 【大規模行為景観形成基準への適合】

二本松市全域において大規模な建築物及び工作物の新築等や広告物の表示等を行う際の位置や規模、形態、意匠、色彩、素材、敷地の緑化などの景観への配慮事項を「二本松市大規模行為景観形成基準」として定めております。

大規模行為を行う場合は、大規模行為景観形成基準に整合するよう図ってください。

### ◎問合せ先

二本松市役所 建設部 都市計画課 計画係

電話 0243-55-5128

FAX 0243-23-1197

E-mail keikaku@city.nihonmatsu.lg.jp

